

第 3 章 人権に関わりの深い分野の業務 従事者に対する人権教育・啓発 の推進

1 教職員

お互いを尊重し合う取組が展開されつつある今日、一人ひとりの子どもの命と心を最優先する教育がますます重要です。こうした中、いじめ問題はもとより、あらゆる差別や人権の問題の解決に向けて、まず教職員自らが人権感覚を身に付けることが大切です。そのために、以下のとおり、教職員の人権感覚を高めるための研修の充実を図ります。

一人ひとりの教職員が、校内に見られる課題のみならず、さまざまな人権問題に対して幅広く正しい認識を深め、指導者としての資質向上に努めます。

具体的には、校内における授業研究会や研修会等で、教職員自らが自己を見つめ、弱さの克服を図ることの困難さを共有しつつ、人権教育を推進する上での指導力を高めるための相互研修に努めるとともに、校外での各種の人権研修会・施設見学・学習会・研究会に積極的に参加することで、幅広い視点から人権教育の充実が図られるように支援します。

2 保健・医療関係者

保健・医療従事者は、基本的人権の擁護のもとに市民の健康と生命をさまざまな疾病や健康を害するものから守り、さらには、それらの予防と治療を十分に行い、その業務に当たっては、患者や患者家族または、要介護者や介護者に寄り添った言動が求められます。

また、感染者や患者に対して接するときなどに、感染者や患者の人間としての尊厳を十分に理解し配慮した対応ができるように、本市は、保健・医療従事者が必要に応じて職場研修などで人権感覚の高揚に努めるよう働きかけるとともに、あらゆる保健・医療関係者、その他関係機関とも連携しながら人権教育・啓発を推進します。

3 福祉関係者

民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神保健福祉相談員、障害者相談支援事業に携わる職員、地域包括支援センター職員、介護支援専門員、社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員、ホームヘルパーやその他社会福祉関係事業の従事者は、高齢者や障がい者をはじめさまざまな人々の生活相談や身体介護などに直接携わっています。そのため、人間の尊厳とさまざまな個人情報への守秘義務など、人権感覚に立脚した判断力と行動力が強く求められます。

こうした認識に立ち、人間としての尊厳確保や子ども・高齢者等への虐待の対応など、現代の重大な課題についての内容を組み入れた研修を実施し、人権感覚の高揚に努めます。

また、社会福祉法人や福祉関係企業においても、人権感覚の高揚を図るため、各職場において人権研修が実施されるようはたらきかけます。

保育所（園）の保育士を対象とする研修で、いじめ・児童虐待への対応の問題を取り上げるなど、人権感覚の高揚を図ります。

さらに、児童に関する各種の相談機関及び地域で活動している民生委員・児童委員（特に主任児童委員）の研修内容にいじめや児童虐待への対応を組み入れ、子どもの人権の重要性が認識されるように努めており、今後も研修をさらに充実します。

4 団体指導者及び社会教育関係職員

社会教育施設等を拠点として、人権に関する学習や、情報の提供を積極的に行うとともに、地域の団体、社会教育関係団体が行う人権教育研修会への助言、講師の紹介及び学習教材・資料、啓発パネル等の提供を行います。

地域の人権学習を効果的に進めていくためには、系統的に学習を企画・開催する指導者が求められます。

自治会・PTA・女性の会・青年団体・子ども会育成会・スポーツ少年団等の指導者及び公民館長・主事等の社会教育施設職員の人権意識を高め、人権感覚を磨き合える学習会や研修会を充実させ、さらには、これらの指導者が、人権教育の取組を自主的に実施することにより、人権文化の根付いた住みよいまちづくりをめざします。

5 消防職員

消防活動は、生命財産を守る直接的活動であるため、緊急避難時に人権を侵害する恐れがないとは言えません。特に消防法第3条や第5条の3等に規定する予防行政における措置命令や同第29条に規定するいわゆる「破壊消防」を行う場合には、法の趣旨を踏まえた適正な執行が望まれます。消防職員は、個々の活動において人権に対する配慮が必要であり、その認識があつて初めて生命財産を守る消防活動の正当性が担保されます。

そのために、消防職員一人ひとりが人権尊重の立場に立った消防活動を行うために、人権問題に関する研修を実施したり、日々の朝礼等において継続的に人権啓発を行ったりします。

6 市職員

公務員として一人ひとりが、憲法の基本理念の一つである基本的人権の尊重を常に自覚し、人権に関する正しい知識と理解を深めるとともに、自己の人権感覚の高揚に努めることが必要です。さらに、職員は、常に守秘義務を重んじ、プライバシーの保護等、市民一人ひとりの人権に配慮した接遇を心がけなければなりません。

そのため、本市では、新規採用職員研修をはじめ特別研修で人権についての研修を積極的に実施します。また、職場研修において、人権問題及び公務員倫理、接遇等に関する研修をそれぞれ年間に1回以上実施することを必須としています。研修教材の人権啓発DVDや資料、機材等を充実整備するとともに、出前講座を活用するなど、人権に関する研修の充実を図るとともに、各課の担当者が中心となり、積極的に研修の機会を持ち、意識の高揚に努めます。

7 指定管理者職員

指定管理者とは、地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する団体のことで、所属する職員は、公共施設職員としての自覚や専門性及び人権感覚が求められており、人権啓発センター等による出前講座や人権啓発資料の配布を適宜行っていくとともに、今後も引き続き人権に関する研修の実施の充実に努めます。

8 マスメディア関係者等

情報化の進展とともに、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌関連のマスメディアが、人々の価値判断や意識形成に非常に大きな影響力を及ぼしているだけでなく、過激な取材活動や報道が問題視される場合があります。また、スマートフォン（多機能携帯電話）等の急激な普及により、SNSを通して他人を誹謗中傷したり差別を助長したりする表現等の書き込みも多発しています。

このため、人権に配慮した取材活動とともに、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、部落差別（同和問題）等のさまざまな人権に関する問題をテーマとした記事の掲載や番組の放映を推進するよう働きかけます。また、インターネット掲示板等に差別的な書き込みが見つかった場合、関係機関と連携し、削除要請するなどします。